

正 会 員 各位

(一社)全国ＬＰガス協会

ＬＰガス事業者による駆け込み的営業（過大な利益供与の提案）について
（お願い）

標記につきまして、資源エネルギー庁（以下、「エネ庁」という。）ではＬＰガスをめぐる商慣行改革を実行するため、「液化石油ガス流通WG」（以下、「本WG」という。）を開催し、取引の適正化に向けた検討を行っております。

本WGにおいて、ＬＰガス料金に関し、既存契約については設備費用の計上自体は禁止しないという方針を提示したことを受け、ＬＰガス事業者による不動産関係者等への設備の無償貸与等の駆け込み的営業（過大な利益供与の提案）が加速しているとの情報提供が、令和５年１２月にエネ庁ホームページに開設された通報フォームなどを通じて寄せられているとのことです。

こうした状況を受け、エネ庁では、駆け込み的営業を行うことは、取引の適正化に係る制度改革の趣旨に反するとともに、ＬＰガスの消費者が支払うこととなるＬＰガス料金に高額な設備料金が含まれるなど不利益が生じる可能性が高く、看過できない行為であると考え、駆け込み的営業を行わないことなど、当協会に対して、下記の３点について依頼がありました。

なお、エネ庁からは、（公財）日本賃貸住宅管理協会に対しても別添のとおり同様の依頼がされています。

つきましては、都道府県協会におかれましては、会員に対し、直接会員におかれましては、関係者に対し、ご周知くださいますようお願いいたします。

記

- ① 設備の無償貸与等、不動産関係者等に対する駆け込み的営業（過大な利益供与の提案）を行わないこと
- ② 不動産関係者等に対し、駆け込み的営業に応じないよう説明すること（別添の令和６年１月２３日付け通知もご確認ください）
- ③ 問題行為に接した場合、資源エネルギー庁が開設する「通報フォーム」に情報提供すること

(https://www.enecho.meti.go.jp/category/resources_and_fuel/distribution/lpgass_tsuhoform/index.html)

以 上

発信手段：Ｅメール

担当：保安・業務グループ 瀬谷、岩田

一般社団法人全国 LP ガス協会
会長 山田 耕司 殿

経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部燃料流通政策室
室長 日置 純子

LP ガス事業者による駆け込み的営業（過大な利益供与の提案）について（協力依頼）

日頃より資源エネルギー行政に格別のご配慮、ご協力をいただき、御礼申し上げます。

資源エネルギー庁では、LP ガスをめぐる商慣行改革を実行するため、液化石油ガス流通 WG を開催し、取引適正化に向けた議論を継続しております。この中で、昨年 11 月 22 日に開催した第 7 回 WG において、LP ガス料金に関し、既存契約については設備費用の計上自体は禁止しない、という方針を提示したことを受け、LP ガス事業者による不動産関係者等への設備の無償貸与等の駆け込み的営業（過大な利益供与の提案）が加速しているとの情報提供が通報フォームなどを通じてありました。

駆け込み的営業を行うことは、今後の取引適正化に係る制度改正趣旨に反するとともに、LP ガスの消費者が支払うこととなる LP ガス料金に高額な設備料金が含まれるなど不利益が生じる可能性が高く、看過できない行為であると考えております。

こうした状況を受け、資源エネルギー庁では、不動産関係者等に対して、駆け込み的営業に応じないことを依頼する事務連絡を、別添のとおり、公益財団法人日本賃貸住宅管理協会会長宛てに発出したところです。

貴協会におかれましても、以下 3 点について、貴協会加盟の会員企業に対し、改めて周知いただきますようお願いいたします。

- ① 設備の無償貸与等、不動産関係者等に対する駆け込み的営業（過大な利益供与の提案）を行わないこと
- ② 不動産関係者等に対し、駆け込み的営業に応じないよう説明すること（別添の令和 6 年 1 月 23 日付け通知もご確認ください）
- ③ 問題行為に接した場合、資源エネルギー庁が開設する「通報フォーム」に情報提供すること
(https://www.enecho.meti.go.jp/category/resources_and_fuel/distribution/lpgass_tsuhoform/index.html)

以上

（照会先）

経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部燃料流通政策室

LP 担当 佐々木・佐藤

直通 03-3501-1511（内線）4661

【参考 1】液化石油ガス流通WGの開催状況

- いわゆる無償貸与、貸付配管といった商慣行を背景に、LPガスの消費者が不利益を被っている現状を是正すべく、総合資源エネルギー調査会 資源・燃料分科会 石油・天然ガス小委員会の下部組織である液化石油ガス流通WGにおいて議論中。
- 本年7月、過大な営業行為を制限するとともに、ガス消費とは関係のない設備の費用をガス料金として請求することを禁止する等、液化石油ガス法にかかる制度改革案を提示。
- 年明け（1～2月）、制度改革案を中心にとりまとめ、その後、改正省令案とともにパブリックコメント募集し、春には改正省令を公布予定。

【WGメンバー】

<有識者>

青山学院大学 内山教授
栄総合法律事務所 柴崎所長

<オブザーバー>

国際大学 橘川学長
日本LPガス協会 吉田専務

<業 界>

テーエス瓦斯(株)
(株)TOKAI
(株)トーエル
日本瓦斯(株)

(一社)全国LPガス協会 村田専務
(一財)エルピーガス振興センター 嘉村専務

<消費者>

(一社)全国消費者団体連絡会 郷野事務局長
(公社)全国消費生活相談員協会
エネルギー問題研究会 林代表

<関係省庁>

国土交通省、消費者庁

【開催状況】

2023年 3月 2日	第4回WG	料金透明化・取引適正化の動向、消費者及び事業者ヒアリング
2023年 5月11日	第5回WG	商慣行是正に向けた論点整理 等
2023年 7月24日	第6回WG	制度改革の対応方針案の提示 等
2023年11月22日	第7回WG	実効性確保策の具体化などとりまとめに向けた議論

【参考2】液石法施行規則 改正案のポイント（第7回液化石油ガス流通WG後）

過大な営業行為の制限

⇒ 改正省令の公布から3ヶ月後（来年夏頃）施行予定。

- 正常な商慣習を超えた利益供与の禁止
- 消費者の事業者選択を阻害するおそれのある、LPガス事業者の切替えを制限するような条件付き契約締結等の禁止

三部料金制の徹底

⇒ 改正省令の公布から1年後（2025年度）施行予定。

- 基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制（設備費用の外出し）の徹底
- 電気エアコンやWi-Fi等、LPガス消費と関係のない設備費用のLPガス料金への計上禁止
- 賃貸向けLPガス料金においては、ガス器具等の消費設備費用についても計上禁止（LPガス料金の算定の基礎となる項目を基本料金、従量料金、設備料金とした上で、設備料金は「該当なし」と記載）

（注）施行時点における消費者とのLPガス供給契約（既存契約）については、投資回収への影響等を鑑み、設備費用の計上自体は禁止せず、設備費用の外出し表示（内訳表示の詳細化）を求める。その上で、新制度への早期移行を促していく。

LPガス料金等の情報提供

- 入居希望者へのLPガス料金の事前提示の努力義務（入居希望者に直接又はオーナー、不動産管理会社、不動産仲介業者等を通じて提示）

※「過大な営業行為の制限」、「三部料金制の徹底」にかかる規律については、罰則規定のある条文に位置づける。

【参考3】「LPガス商慣行通報フォーム」の開設（2023年12月1日）

https://www.enecho.meti.go.jp/category/resources_and_fuel/distribution/lpgass_tsuhoform/index.html

[ホーム](#) > [政策について](#) > [資源・燃料](#) > [石油流通・LPガス政策](#) > LPガスの取引適正化に関する情報提供窓口（通報フォーム）

エネルギー政策（全般）

省エネルギー・新エネルギー

資源・燃料

電力・ガス

LPガスの取引適正化に関する情報提供窓口（通報フォーム）

LPガスをめぐる商慣行改革に向けた取組の一環として、LPガスの消費者に不利益をもたらすと考えられる商取引情報を受け付けています。

消費者・事業者問わず、匿名でも情報を受け付けております。また、LPガス事業者だけではなく、不動産関係者等についての情報も受け付けております。

提供いただきました情報につきましては、液石法違反の取り締まりや今後の政策立案等へ活用させていただきます。



LPガス商慣行通報フォーム

Click
入力フォーム

情報提供者の企業名又は個人名、電話番号及びメールアドレス等は、提供いただいた情報の内容に不明な点があった場合等の連絡のために使用し、情報提供者の承諾を得ない限り、第三者に共有することはございません。

また、通報フォームに寄せられた個別事案の情報に関しては、情報提供者の利益が害されないよう取り扱います。例えば、個別事案処理にあたって当事者に照会する場合、事案によっては情報提供者が特定され、その後の取引関係等に影響するおそれもあります。このため、当事者に照会する際には、事前に情報提供者の了解を得た上で行うなど、情報提供者の利益に十分配慮します。



政策について

+ [エネルギー政策（全般）](#)

+ [省エネルギー・新エネルギー](#)

— [資源・燃料](#)

▶ [災害時の燃料供給に関する情報](#)

▶ [資源・燃料政策全般について](#)

▶ [石油・天然ガス政策について](#)

▶ [石油精製・備蓄政策について](#)

▶ [バイオ燃料政策について](#)

▶ [石油流通・LPガス政策について](#)

▶ [石炭政策について](#)

▶ [鉱物資源政策について](#)

▶ [地熱資源政策について](#)

【参考 4】神奈川県LPガス協会作成のオーナー向けの注意喚起のチラシ



人と地はスマイルを

アパート・マンション等 賃貸住宅のオーナー様へ



強引な営業による
**LPガス
販売店切替
トラブル
回避!**

設備などの
**過剰な無償貸与契約は
慎重に確認
しましょう!**

無償貸与契約のメリット・ デメリットをしっかりと把握!

設備などの無償貸与契約を活用すれば、オーナー様の負担軽減による入居率アップに繋がるかもしれません。ただし、その一方で長期間契約の縛りなどで他社への切替えができないかもしれません。また切替えられる場合でも高額な違約金が必要になるかもしれません。

LPガスを切替える時は、必ず契約の内容を慎重に確認しましょう。



真面目につづく

公益社団法人神奈川県LPガス協会

「LPガス供給に関わる様々な設備等は無償で設置します。」
「LPガスを当社に切り替えましょう。」

と言われても契約書に目を通し「メリット」だけでなく「デメリット」も確認しましょう!



契約書をしっかり **チェック** でトラブル回避!

過剰な無償貸与契約には十分に注意しましょう! その契約は、本当に無償なのでしょうか?

無償設備の貸与契約書を設備工事前に見せてもらいましょう。工事終了後では間に合いません。



その契約によって、**入居者のLPガス料金は値上げ**しませんか?

契約期間の縛りを利用し、知らず知らずの内にLPガス料金を値上げするかもしれません。



無償貸与による**ガス料金値上げで入居者からクレーム**が来ませんか?

契約書をキチンと確認していない場合クレームが来てから契約内容を把握するなんてことも...



ガス料金値上げにより**入居率がダウン**しませんか?

LPガスの料金が低いと感じた入居者が引越しを考えるかもしれません。また新規入居者が敬遠するかもしれません。



契約解除により違約金は発生しませんか?

数年後に解約解除を行おうとした際、違約金が必要となるかもしれません。契約書をしっかりと確認しましょう。



オーナー様は消費者保護の対象になりません!!

特定商取引法は、事業者による違法・悪質な勧誘行為等を防止し、消費者の利益を守ることを目的とする法律ですがオーナー様は対象となりませんので注意が必要です。



LPガスに関する気になる事のご相談は下記へご連絡ください。

お問い合わせ、ご相談はご連絡ください。

事 務 連 絡
令和 6 年 1 月 2 3 日

公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会 会長 殿

経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部燃料流通政策室 室長

LP ガス事業者による駆け込み的営業（過大な利益供与の提案）への対応について（協力依頼）

日頃より資源エネルギー行政に格別のご配慮、ご協力をいただき、御礼申し上げます。

昨年 11 月に貴団体理事会でご説明したとおり、資源エネルギー庁では、LP ガスをめぐる商慣行改革を実行するため、液化石油ガス流通 WG を開催し取引適正化に向けた議論を継続しております。その後、11 月 22 日に開催した第 7 回 WG において、LP ガス料金にかかる三部料金制に関し、既存契約については設備費用の計上自体は禁止しない、という方針を提示したことを受け、LP ガス事業者による不動産関係者等への設備の無償貸与等の駆け込み的営業（過大な利益供与の提案）が加速しているとの情報提供が通報フォームなどを通じてありました。

こうした駆け込み的営業に応じることは、賃貸集合住宅の入居者にとって、賃貸集合住宅の入居者が支払う LP ガス料金に高額な設備料金が含まれるなど不利益が生じる可能性が高く、不動産関係者等にとっても同様に不利益となりかねません。したがって、不動産関係者等においても、こうした駆け込み的営業に応じないことが重要であると考えております。

資源エネルギー庁では LP ガス事業者団体に対し、駆け込み的営業は今後の制度改正趣旨を没却する行為である旨を周知しているところですが、貴団体におかれましても、以下 2 点について貴団体加盟の会員企業に周知いただきますようお願いいたします。

- ① 設備の無償貸与等、LP ガス事業者による駆け込み的営業（過大な利益供与の提案）に応じないようにすること
- ② 問題行為に接した場合、資源エネルギー庁が開設する「通報フォーム」に情報提供すること
（別添の令和 5 年 12 月 1 日付け通知もご確認ください）

以上

（照会先）

経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部燃料流通政策室

LP 担当 佐々木・佐藤

直通 03-3501-1511（内線）4661